



米国税務 QI/FATCA 関連情報

情報申告およびステートメントに関する罰則強化

アメリカ

2015年7月21日

2015年6月29日、2015年貿易特惠制度延長法 (The Trade Preferences Extension Act of 2015) が成立した。これにより米国内国歳入法 (Internal Revenue Code: 以下「IRC」) 第 6721 条および 6722 条に規定される、内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) へ提出される情報申告 (Information Reporting) および受取人へ提供されるステートメント (Statement) に不備または提出の遅延があった場合に課される罰則金の額が大幅に増額されることとなった。当該改訂は 2016年1月1日以降に提出される情報申告とステートメントに適用される。

1. 対象となる義務

(1) IRC 第 6721 条(a):

- IRS への情報申告提出義務に関するあらゆる不履行 (提出期限の不遵守を含む) に対し、罰則金が課される
- 申告書上への記載が必要となる情報の欠如、または、不正確な情報を含んだ申告書の提出に対し、罰則金が課される

(2) IRC 第 6722 条(a):

- 受取人へのステートメントの提供義務に関するあらゆる不履行 (提出期限の不遵守を含む) に対し、罰則金が課される
- ステートメントへ記載が必要となる情報の欠如、または、不正確な情報を含んだ申告書の提出に対し、罰則金が課される

2. 対象となる情報申告およびステートメント

多数の情報申告およびステートメントが本罰則規定の対象となるが、ここでは、主に日本の金融機関に影響を与える可能性があるものを明記する。

- 様式 1042-S: 米国源泉所得を米国非居住者へ支払を行う場合の情報申告およびステートメント
- 様式 1099: 米国非免責受取人へ配当、利子等の支払を行う場合の情報申告およびステートメント
- 様式 8805: IRC 第 1446 条に基づき米国実質関連所得があった場合に米国非居住者パートナーへ提供されるステートメント
- K1: 米国パートナーシップからパートナーへ提供されるステートメント
- 様式 8966¹: FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) 報告

3. 罰則金の増額

本法では、IRC 第 6721 条および第 6722 条で規定される罰則金を、情報申告またはステートメント 1 部につき、従来の 100ドルから 250ドルに引き上げた。さらに、年間の罰則金上限を、それぞれ従来の 150万ドルから 300万ドルに引き上げた。これにより、第 6721 条の目的のための情報申告および第 6722 条の目的のためのステートメントの提出の両者について

¹ IRC 6724(d): Information returns also includes any form, statement, or schedule required to be filed with the Secretary under chapter 4.

て、各セクションに基づき課される可能性のある罰則金の総額は最大で 600 万ドルとなる。

さらに、これら情報申告やステートメントの提出の不履行が意図的なものとみなされた場合、罰則金は、申告書およびステートメント 1 部につき、500 ドルまたは、正しく申告した場合の総額の 10%のいずれか大きい方の金額が課されることとなる。

4. IRS によるその他の取組み

現在、IRS は、情報申告の施行強化についての取組みの中で、以下の措置を講じている。

- 米国国内および世界規模での支払に関するさらなる情報の収集
- 特定の情報申告について、税務検査の対象としての優先順位の引き上げ
- コンプライアンス不遵守の特定のための、テクノロジーの一層の活用

終わりに

世界中の金融機関が、2015 年 6 月 29 日までにおおむね様式 8966(FATCA 報告)の初回報告を完了した。その報告内容については今後 IRS において精査され、米国人が確定申告書に添付した米国外口座の情報と突合せが行われる。しかしながら、IRS の人員、体制も十分ではなく、初年度報告については、精査の対象となるものは限定的と予測する。

今回の改定は、IRS が情報申告の不遵守に対する罰則強化によって、情報申告およびステートメントの提出者に対し、正確性と期限の遵守を促すことを意図したものと思われる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko.enomoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。